

平成30年3月30日
文 部 科 学 省
初等中等教育局健康教育・食育課

学校環境衛生基準の一部改正案に関する
パブリックコメント（意見公募手続）の結果について

「学校環境衛生基準の一部改正案」について、平成30年2月15日から平成30年3月16日までの期間、郵便・ファックス・電子メールを通じて、広く国民の皆様から御意見の募集を行いましたところ、合計48件の御意見をいただきました。

今回御意見をお寄せいただきました多くの方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

いただいた主な意見の概要及びそれに対する文部科学省の考え方は別紙のとおりです。なお、とりまとめの都合上、内容により適宜集約させていただいております。貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げます。

分 野	主な意見の概要	文部科学省の考え方
第1 教室 の環境	温度の基準が「17℃以上、28℃以下であることが望ましい」とされたことに賛成する。	御意見ありがとうございます。
	温度・湿度の測定方法が拡大されたことは、今まで以上に温度湿度の測定がしやすくなり、環境衛生の向上につながると考え賛成する。	御意見ありがとうございます。
	温度の基準を 17℃以上とするのは厳しすぎる。特にストーブ等を使用している学校は、温度の管理が困難である。	今回の基準の見直しは、子供たちの取り巻く環境の変化や事務所衛生基準規則（空気調和設備を設けている場合は、室の気温が 17 度以上 28 度以下になるように努めなければならない。）等を勘案し、児童生徒等の健康を保護する上で維持されることが望ましい学習環境の観点から見直すものです。
	温度の基準を 28℃以下とするのは、望ましいという表現であっても厳しい。	
	児童生徒等に快適な学習環境を与えるためならば、単純に温度だけでなく湿度、気流も含めた体感温度を管理することが必要ではないか。	温熱環境については、温度、湿度、気流や個人の温冷感等により影響されやすいものであることから、本基準においては代表的な指標である温度、相対湿度、気流を検査項目とし、おおむね遵守することが望ましい基準としています。 なお、教室等の温熱環境の維持にあたっては、温度のみで判断せず、その他の環境条件及び児童生徒等の健康状態を観察した上で、衣服による温度調節を含め、適切な措置を講ずることが重要です。
	熱電対温度計、抵抗温度計、非接触温度計、バイメタル式温度計なども使用できるのか。	今回の検査方法の見直しは、事務所衛生基準規則等を参考に、検査を行う上で最低限必要な精度を示すよう見直すものです。検査においては、デジタル機器を含め、基準に示す精度と同等以上のもので、かつ、定期的に較正された測定器を使用してく
	整数で温度・湿度の管理基準を定めているのであれば、0.5 度目盛の測定機器ではなく、整数表示の測定機器でよいのではないか。あるいは 0.5	

<p>度目盛の測定機器に合わせた基準とすればよいのではないか。</p>	<p>ださい。</p> <p>頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>
<p>「0.5 度目盛りの乾湿球湿度計」とは具体的にどのような器具を指すのか明確に記載すべき。</p>	
<p>インフルエンザ等の冬季に流行する感染症の予防の観点からは、絶対湿度の管理が必要。</p>	<p>御意見ありがとうございます。頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>
<p>浮遊粉じんの測定は、瞬間的な適否の判定のみならず、潜在的な粉塵の危険性の喚起や黒板消し・チョーククリーナー等への意識向上、黒板の日々の管理、教室全体の清潔状況の危機管理にもつながるものであり、検査項目（4）の省略規定については、検査回数の減数等にとどめるべき。</p>	<p>浮遊粉じんについては、人体の呼吸器へ直接影響を及ぼすとされることから定期検査の項目としているところです。</p> <p>今回の見直しにおいては、検査の結果が著しく基準値を下回る場合には、教室等の環境に変化がない限り、新たに浮遊粉じんの原因となる物質は生じないことから、次回からの検査について省略することができる規定を設けることとしたものです。</p> <p>なお、検査を省略した場合であっても、浮遊粉じんが生じ得るような教室の利用方法の変化や、学校の前面道路の拡幅による自動車の交通量の増加、工場等の立地などにより教室に流入する外気の変化など教室等の環境の変化が認められる場合は、浮遊粉じんを測定する必要があります。</p> <p>また、御指摘の潜在的な粉塵の危険性、黒板の管理、教室全体の清潔等については、定期検査及び日常点検の検査項目である換気、学校の清潔（教室の清潔、黒板等）を含めて対応すべきと考えます。</p>
<p>現在健康被害の中心は PM2.5 に移行しており、浮遊粉じんの基準として PM2.5 を入れてほしい。</p>	<p>PM2.5 については学校だけでなく、地域全体の課題であるため、学校環境衛生基準で取り扱うのではなく、地域の環境衛生対策として対応していくべき事項であると考えます。</p>

	ホワイトボード及び電子黒板に関する基準を設けてほしい。	ホワイトボードや電子黒板については、学校環境衛生管理マニュアルにおいて参考情報を記載することにしてあります。頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。
	タブレットを使用する教室は、「コンピュータを使用する教室等」に該当するのか。	タブレット端末等を使用する教室は、「コンピュータを使用する教室等」に該当します。
	特殊な騒音源がある場合の騒音の検査方法は、正確に日本工業規格の表現に準じるべきではないか？	現行の記載は誤解を生じるものではないため、改正は不要と考えます。頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。
	「結果」に関する同内容の文言の統一が必要。	現行の記載は誤解を生じるものではないため、改正は不要と考えます。頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。
第2 飲料水	水質に関する検査項目の検査方法に関する改正については、経過措置期間を設けてほしい。	水質基準に関する省令において、平成15年に飲料水中の有機物量の検査項目が、「過マンガン酸カリウム消費量」から、より精度の高い「全有機炭素（TOC）の量」に変更され、この測定も一般に普及していることから、経過措置期間は設けておりません。
	水質に関する項目の検査方法から過マンガン酸カリウム消費量を削除せず、現行の方法を残してほしい。	飲料水の水質の検査方法に関しては、検査の際に異常が認められた場合の原因究明において、水源の検査結果と直接比較できることから、水道法に基づく水質検査項目と同一とすることとしています。
第2 飲料水・第4 水泳プール	基準の単位となっている、「リットル（ℓ）」の文字を、大文字の半角（L）に変更すべき。	御意見を踏まえ、修正しました。
第3 学校の清潔、備品	項目名について、衛生害虫のうちゴキブリを具体的に例示して記載してほしい。	衛生害虫（ゴキブリ、ハエ、蚊）等への対応はいずれも重要であるため、一部を例示することはしておりません。
	机・いすの高さは姿勢や授業への	机・いすの高さについては、学校

	<p>集中度等に影響するため、検査項目を残してほしい。</p> <p>机・いすの高さについて、可動式の物が増え、規格も様々の状態なので、目安を示してほしい。</p>	<p>現場において、児童生徒等の体型や成長に合わせ適宜簡易な適合評価により柔軟に対応していること、毎学年1回の定期検査の項目として一律に定めるより、日常的に個別対応する方が適切であること等を踏まえ、本項目を削除することとしました。</p> <p>なお、机・いすの高さの考え方に関しては、学校環境衛生管理マニュアルにおいて参考情報を記載することとしています。</p>
第4 水泳 プール	<p>総トリハロメタンは、基準を超えることが無いため、検査項目から削除するか、省略規定を設けてほしい。</p>	<p>基準値を超えた総トリハロメタンが検出される事例もあることから、引き続き項目を設けることとしています。頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>
	<p>検査項目「水質」に追加される備考の「換水」とは、完全に水を入れ替えることを指すのか、オーバーフローの状態の水を流し続けるものを指すのか判断し難い。</p>	<p>御意見を踏まえ、「プール水を1週間に1回以上全換水する場合は、検査を省略することができる。」と修正（下線部を追記）しました。</p>
第6 雑則	<p>日常点検の記録の保存期間（3年）は長すぎる。</p>	<p>問題が生じた場合に過去の状況も踏まえて原因究明する必要があることから、日常点検の記録は3年間保存するよう努めるものとしています。頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>